

平成23年度 倉敷市介護保険適正運営協議会会議録

- 1 日 時 平成23年12月22日(木) 15:30~17:10
- 2 場 所 倉敷市役所 倉敷市議会第2会議室
- 3 出席者 8名
委 員 大田 晋 (川崎医療福祉大学)
委 員 脇谷 勇夫 (倉敷医師会)
委 員 磯田 寿康 (倉敷市議会保健福祉委員会)
委 員 小松原 玲子 (岡山弁護士会)
委 員 平松 富美子 (倉敷特養連絡協議会)
委 員 岩崎 菊江 (ねたきり・認知症介護者の会)
委 員 山口 政恵 (倉敷市介護相談員・看護師)
委 員 湯浅 二郎 (岡山県健康生きがいアドバイザー協議会)
- 4 欠席者 2名
委 員 西原 洋浩 (倉敷連合医師会)
委 員 小山 紀美子 (民生委員・児童委員)
- 5 事務局 11名
森脇 正行 (倉敷市保健福祉局参与)
北山 卓 (倉敷市保健福祉局保険部次長)
三宅 明彦 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長)
中村 史朗 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課長補佐)
渡邊 文美 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主幹)
光田 武道 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課管理係長)
平田 靖典 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課賦課収納係長)
吉田 定子 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主任)
守屋 直樹 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主任)
萩原 政和 (倉敷市保健福祉局保険部介護保険課主任)
塩見 一好 (倉敷市地域包括総合支援センター主任)
- 6 開 会
- 7 議 事

<事務局説明>

1 介護保険事業の状況について説明

<会長>

それでは最初の介護保険事業の状況についてご質問ご意見があればお願いします。

<委員>

今、末期のがんの方の申請について早急にできるようになったということでございますが、特養などの申請の場合、決められた期間内に医師の診断書を添えて提出をしています。認定結果の予定の時期がずれますと遅延の通知がくることある。その場合、プランを暫定で組まなくてはいけない事態になりますので、遅れないように要望をしたい。

<会長>

いかがですか、事務局からお答えはありますか。

<事務局>

決められている期間に申請をしたのに、認定結果が予定どおりに届かないということについては、申し訳ありません。本年度から、主任調査員が2人本庁にも入っております、今までと比べたら、認定調査票の点検や、認定審査会における審査は早くなってきており、改善されつつあると思っております。今後とも努力をしてみたいと思います。

<会長>

原則的には結果まで30日以内というのはご承知いただいていると思います。現状として遅れているのが、レアケースなのかそうでないのか。遅延の率として30日以内に間に合っているものとそうでないものと比べた場合、どんな割合になるのでしょうか。大雑把でもいいのであります。

<事務局>

大雑把で申し上げますと、50%くらいの遅れが生じています。

<会長>

遅延の一番の原因というのは何でしょうか。制度論で言えば30日以内に結論をだす必要があります。先ほどの50%というのは良い数字ではなく、何らかの原因があると思う。先ほどの主任調査員を雇ったというのも、事務量が多いとか、例えば、かかりつけ医との連絡がうまくいかないとか、個別の理由があるという訳ではないのですか。

<事務局>

色々な要因がありまして、認定調査では、調査に行った後の調査票の提出の時期とか、また、主治医意見書についても、なかなか提出されないこともあります。ただ、順調に何

もかもが進み、早い段階で認定結果を通知できるケースもあります。

それぞれのチェック項目を点検しているところではありますが、50%の遅延率で推移しています。

<会長>

今、5割ぐらいの遅延率と言われたのは新規の申請ですか。更新だと慣れてきていると思うのですが。先ほどの委員が言われたのは新規ですか。更新ですか。更新で遅れるというのは何が理由なのでしょう。新規なら分かるのですが、更新だと何でしょうかね。

また、別の視点になりますが、職員の人事異動は頻繁にありますか。

<事務局>

人事異動ですか。

<会長>

結局、慣れた人が、慣れたところに異動する。市役所では定期異動があって、その影響がでてくる。ここだけの問題ではない。

<事務局>

人事異動については定例的にあります。その中で、認定の申請の係が動かないとか動きすぎるといのは年度によってはありますが、そのときに経験の少ない職員が多くなる時もありますし、経験のある職員が多くなる時もあります。去年はどちらかという新しい職員が多かったと思います。とはいうものの、遅延率50%という数字は、他市と比べても極端に多いという数字ではございません。

<会長>

他市の状況を把握しているわけではありませんが、常識的に打率5割といいますか、半分遅れるというのは想定していないと思える。

<事務局>

結果がどれだけ遅れているかというものを調べましたら、30日以内で送ることはできなかったが、申請から31日～40日の間に結果を送付することができた割合が、33%を占めております。

わずか1日遅れたことにより、遅延にまわっているというのが大きな要因でもあります。極端に遅れて、2月～3月遅れるというものではありません。同規模の市町村では60%の遅延がかなりあります。市としては、他市と比べても良い方に入っているとは思いますが、現状に満足はしておりません。そのように数字は見ているところであります。

<委員>

努力をされているのはよく分かります。ただ、少しの日にちというずれなのでしょうけ

ど、役所からは通知をしなくてはならない。事前に連絡をとられますよね。それはありがたいのですが、少し遅れそうならその少しの分を急いでいただくか何かしていただいて、80円か何十円なりの郵便の費用が発生するということは、事務費のほうもそれでかかってくるということになります。市民としては皆心配しています。他市と比べると50%でもいいのかもしれないが検討してほしい。

<会長>

もう少し頑張っていただければ、より良くなります。

<委員>

保険料の収納率なのですが、平成21年と22年を比べると、プラス2.8とあるのが、経済状況の悪化というか何か事情があるのですか。

<事務局>

介護保険料の収納率ですが、平成21年度と22年度を比べて滞納繰越分の収納率が上昇しております。平成21年度では中核市の中では30位と下の方でしたが、22年度では真ん中あたりまで回復しました。

要因と致しましては、平成19年度から滞納処分、差し押さえ等を始めまして、最初は体制的には貧弱といいますか、スキルが無い状態から始めましたが、21年度になって少し実績が上がってきました。滞納処分の実績ですが、22年度についてですが、件数で33件、金額で167万円という金額です。額的には税金とか国保料とかと比べると少ないですが、その前の年度では、4件ほどで、約30万円でしたので、そういったところで実績が上がってきました。また、差し押さえに至らないで、分割納付で納めたケースもございます。実際に資産調査をしてアプローチした人で、納付まで至った方、差し押さえまで至った人は、合計で22年度は約300万円を収納しております。

現年の方であります。表では0.1ポイントアップしております。主な要因ですが、倉敷市の特徴としましては、年金からの天引きである特別徴収の割合が大きいです。団塊の世代に近づいていきますと、景気の良い時に仕事をされていて、年金をきちっと貰われている方が多くなっていると思われ。特別徴収の割合が多くなってきており、その影響が大きいのではないかと考えられます。

収入がない方でも、保険料の一定の割合がかかっていますので、その方にも徴収をお願いしないといけない。現場ではなかなか低所得の方は難しいというのが実感であります。

<委員>

保険料とか詳しいことは分からなかったが、資料を事前に送っていただいたので、ゆっくりと数字を見させていただいたら、倉敷市全体で給付費が281億となっています。保険料の金額が57億なのです。給付費の20%が保険料でまかなうというのが介護保険のきまりですね。大体20%でまかなっていると思う。給付費の実績がこれから増えていくのだと思います。給付費が増えれば、保険料も増えていくと思うが、8割の部分も増や

していけるのかどうか。その辺のしくみがどうなるのか。保険料だけ増やしていくと20%でまかなえるかどうか。どんどん増やし続けられるのかどうかを知りたい。

<会長>

良い質問なので整理していきたいと思う。平成22年度実績で、総額で281億あると。財源の方をみると保険料と税金ですね。すると下の保険料が57億しかない。今、おっしゃった2割ぐらいですかね。今、特別徴収・普通徴収と言いましたが、特別徴収は年金からということですか、これ1号・2号と分けたらどうなるのか。

<事務局>

資料のほうの介護保険料は、65歳以上の介護保険料となりまして、全給付費に占める割合は20%となりますので、この数字で合っております。

<会長>

そこが重要でして、今、委員の方が言われましたように、保険料の2割だということでは誤解されると思う。介護保険は半分、税金でいっているわけです。言い換えると現役の労働者が多く稼いでいる。利用する本人の側からでいう65歳だと20%しか払っていないことになります。保険料収納状況という書き方では少し問題あると思えます。つまり2号という40歳から64歳の方は、強制的に保険料として取られている。それが、資料には出て来ない。それは市役所の問題ではないと思うが、一般市民の方はもっと誤解されると思う。

57億という保険料で賄っていると思うとずいぶん数字が違うねと。書き方は財源論からいくと不親切だと思う。つまり1号と2号があって、そのうち1号は市役所がからんでいるので、そこについてはこうなっていると現役が納得できない。それと税金が半分ですから。結局、先ほどの質問の意図は、何でしたか。

<委員>

給付費が増えれば保険料が上がるが、保険料以外の負担するところで増やせられるのかどうか。

<会長>

それは、議会で言うていただくことのように思える。

答えが難しいと思うが、いずれも払う側からいうと、保険料が65歳と、それと40歳から64歳の人の多くが払っている6割ぐらいでしたか、第2号の負担割合はどうでしたか。

<事務局>

第2号は30%であり、保険料だけの割合ですと60%になります。

<委員>

給付費のほうが増えますし、1号の保険料も増えるということになりますね。

<会長>

1号も2号も保険料が増えるし、税金も増えることに、今の制度だとなります。どうやったらいいのかといいますと、給付費を押さえるか、利用者の負担を増やすしかない。

一つ伺いますと、その一つ上の地域支援事業があります。比較的新しい事業ですが、包括的支援事業は活発に行われてきておりますか。特に権利擁護のあたりはどうなっていますか。

<事務局>

平成22年度の実績で、高齢者支援センターのほうに相談を受けている件数が、権利擁護で、来所・訪問・電話全てで、884件あります。高齢者虐待のほうも含めると1,038件となります。

<会長>

その数は増えていますか。

<事務局>

件数にしたら平成21年度と比べると減ってはおりますが、毎年それぐらいの件数はあります。

<会長>

任意事業としては、市として何を行っておりますか。

<事務局>

市が、高齢者支援センターの方へ委託している事業として、介護予防教室、転倒骨折予防教室、栄養改善教室、家族介護教室を行っております。

<会長>

介護予防は上にも名前があるが別のことですか。

<事務局>

任意事業でさせていただいているものと上のものとは別のものであります。任意事業では先ほどの教室に加え、家族介護とかありますが、例えば給食サービスとか高齢者世話付き住宅生活支援派遣事業、家族介護リフレッシュ事業、給付適正化突合点検事業などが併せて任意事業となります。上の介護予防事業は、普及啓発であったり、特定高齢者、今では2次予防対象者と呼ばれますが、そういった人を対象とする事業であります。

<会長>

そのような事業が色々と複雑であったりします。このあたりがまた変わったりしたりありますので、事務局も大変だと思います。

<事務局説明>

- 2 苦情・相談等の状況および主な苦情と対応について
- 3 平成22年度介護サービス提供に係る事故報告件数について 説明

<会長>

苦情と内容、その後の対応について何か質問がありますか。

<委員>

4 ページ目の苦情と対応について、その後の経緯について、例えば1番目とかについて、何かわかりますか。

<事務局>

こちらについて特にこの後の経過・結果について記載しておりませんが、対応にありますとおり家族、もしくはケアマネから新たな区分変更申請をしていただくとかで、きちんとした要介護認定がでているものだと思っております。特に記載はしておりませんが、その後苦情が出ておりませんので、適正にされていると思います。

<委員>

認定の見直しは、年間どれくらい件数がありますか。

<事務局>

変更申請の件数についてですが、平成22年度は年間ですと、2,291件の申請がありました。全部の件数としましては、全部の件数が24,000件ぐらいありまして、その中の2,200件余りあります。

<委員>

それで具体的な苦情の内容に関して、見直しがありますと対応されるということですが、調査員の皆さんが大変な作業をしており、自分がした調査に対して不満があるわけですから、調査員にしてはたまったものではない。調査員を守る立場ではないのだが、調査員としても誇りがあるわけなので、対応として見直しを即座にするのは、整合性にかけるのではと思いました。調査員が可哀想だなと。利用者にしては当然の権利だと思うのですが。この辺をうまくやっていかないと、申請の1割の変更の見直しがあるというのは大きいと思う。

<事務局>

申請の統計の中には、新規申請か、更新申請か、変更申請と3種類あります。変更という中には、先ほどの苦情の見直しも含まれているが、例えば要介護1で認定されていたが、状態が変り、より介護が必要となり、新たな認定を受けようというのも変更申請に加わっております。苦情に伴っての変更については、件数は出てきておりません。感覚としてそれほど多くはないように現場では感じております。

<会長>

苦情の話というのは、このように件数が出ているが、苦情の全部ではないですよ。多くは何処に言っているのでしょうか。市役所に来るのは勇気があるほうで、一番は、直接の業者、あるいはケアマネに言っているのでしょうか。

<事務局>

こちらで把握しているものの件数がこういったものということです。あとは例えば、岡山県庁とか県民局とか国保連合会とかにも苦情がいつているのだと思っております。

<会長>

読み方として、一般市民相手のサービスの一環ですよ。制度的には県の国保連合会が正式の窓口になっていますが、市民の方からそこまで出かけられないので、一番近い市役所か出張所、あとは、身近では出入りしているサービスの事業者、それが怖いとか意地悪されるとかだとケアマネに言うケースが多いはずですよ。この数字が全てだと思わないようにすることが必要というのが一つ。

もう一つ、ここに挙げているものとしては、内容で要介護認定が多いですよ。認定は市がやっているものなので、当事者ですね。でも、先ほどの風呂で転んだというのは、市は関係ないけど、苦情は来る。対応を上手にする必要がある。ケアマネも一生懸命にやっている。信用度の高い対応をする必要がある。

これから、第5期の保険料が確定したら保険料の苦情がぐっとくると思う。この老健利用中に怒鳴られたというのは本当かどうかわからないし、認知症の方もおられるかもしれない。

<委員>

介護保険課の方で苦情を受けられたときに、事業所の方に問い合わせとか指導とかできているのでしょうか。窓口に行っている方もおられるので、事業所の方へ返していただいて、事業所の状況を聞いてほしい。

<会長>

例えば本件はどうなったのでしょうか。

<事務局>

全部ではないですが、話を聞いたときに介護保険課や、別に指導を担当している課と現

地へ確認をするとか、また、実地指導がまだ行われてなければ、実地指導のときに情報を頭にいれて、指導にあたりとかで対応しています。先ほど委員が言われたように全部が全部事業所にお返し出来ているわけではありません。

<会長>

今のは重要な指摘です。特にサービス内容というのは、市でなく、本当にサービスを提供した側に情報が行かないと改善というものには結びつかない。逆に事業所の方も言い分があると思う。介護保険課そのものではないかもしれないが、ぜひ情報を基にして欲しい。

<事務局>

ただ、こういった苦情を申し上げる中で匿名というものもございまして、苦情のことを全部言ってしまうと、そのことで不利益が生じることもあると思われます。全部を言うてしまうことに判断がつかねる時があります。

<会長>

伝えるべきことは伝えて、匿名であっても情報は情報。匿名な分、無責任となる可能性もあるが、しっかりとって欲しい。

<事務局説明>

4 介護給付適正化事業等についての説明

<会長>

適正化事業等についてご質問どうぞ。

<委員>

確認とかして下さって、大きな悪質なものはなかったのですか。

<事務局>

点検等行っている中で、そこまで大きな不正と考えられる事例は出てきておりません。プランのなかで位置付けができていないのに請求している部類と、単純にミスで請求しているのもあります。位置付けが適正ではない事例につきましては、居宅介護支援事業所・ケアマネに確認をしています。請求自体の中身も国保連合に委託しています。8ページの上にある事業ですが、連合会のほうで機械的・事務的に検査をして、請求内容が算定できませんと事業所へお返しして、再度、請求し直しをしてもらっております。先ほど委員が言われた大きな不正というのは、こちらからは発見しておりません。

<会長>

(3)の住宅改修・福祉用具に関する調査のなかの疑義がある場合というのは、どうやって判断するのでしょうか。

<事務局>

住宅改修につきましては、件数が多いので、改修前と改修後の写真を提出していただいて、手すりをつけた場合だと、手すりが写真に写っていないとか、段差解消をした場合では、写真の撮り方が遠方で、段差の確認ができない場合などを疑義があるとしております。

また、福祉用具では購入する際には、ケアマネ・福祉用具の資格を持たれている方の理由書が必要なのですが、同一品目を複数購入するといった、以前の経歴から見たときに2回目3回目を購入するに至った場合、短期間でどうしても必要になったのかのヒアリングを行ったりしています。

<会長>

結局のところ、給付費をきちっとさせるということですね。ただ、点検をすることで給付費アップにつながることもあるのでしょうか。

<事務局>

プランの中で、介護のアセスメントまで要求していないので、生活背景までは分からない所がありますが、大きいところが分かります。何人世帯でいらっしゃるのか、ご夫婦で頑張っているのか、介護保険外のインフォーマルな部分を家族でやっているとか、子供が来ているといった事例は最近のケースに多いと思われる。家族援助が見受けられるとこちらもほっとします。あるいは、単身の場合では、サービスが少ないとどうしているのかを考える時があります。ケアマネジャーが担当に付いておりますので、その方が生活の成り立ちから計画をきちっとしているので、何かあればサービスに反映すると考えているところであります。

<会長>

制度がちゃんとルールどおりに使われているかが、このチェックの一番の目的だと思います。結局のところ、おかしいことしていないかということですよ。当然だと思う。こういうのをやるのはいいが、どうやったら効率的なのか。昔から監査指導のやり方に問題点があると思う。つまり、常習犯というものがいる。先ほどありましたが、気付かずにやったというのは単なる不勉強であって、悪の場合は知っていてやっている。グルでもやっている。それは善良な市民の敵である。監査はもっと戦略的にやるのが必要と思っている。何件やりました、順番に小規模からやりましたというやり方がいいが、情報を蓄積し、何が見えているのか。適正化の適正をやらないといけない。お天道様のもとに出てこない事業所には理由がある。後で警察に呼ばれている。それは一部だと思える。良い所については指導監査は、何年かに1回ぐらいで、悪を徹底的にやる必要がある。

<委員>

今日の朝、特養で色々と話を聞かせてもらった。苦情・対応の話の件でもありましたが、特養でも家族会とかきちっとされていて大変だと思います。小規模多機能も開設するとき

にしっかりと審査されていると思う。たまにテレビに出てくると、それが全てみたいに見られてしまう。事業所にとっては大変だと思う。市の指導監査で2年連続同じ過ちをおかす所にはそれなりの罰を与える必要がある。保健福祉委員会でも報告は受けているが、上手く潜り抜けている事業所もあり、市役所に入らない市民目線で入ってくる場合もある。市役所も大変だが、事業所も大変だと思う。起こったときは、ちょっと期間がたったらまた再開できるようなことではなく、厳しくやる必要がある。倉敷でも談合事件とかあったりして、色々あったが、半年とか3ヶ月とか停止があって、特にこういった人の命を預かる事業というのは厳しくやったほうがいいと思う。そういった意味でも指導監査はきちっとしたほうがいい。

<事務局説明>

5 第5期介護保険事業計画策定についての説明

<会長>

ゆっくり読んで議論する時間はないが、来年の4月1日から新しい3年間の介護保険事業計画が始まります。我々にとって重要なポイントは2つですか。1つはどのようなサービスがどれくらい供給されるのかという点があります。もう1つは、財源として保険料がどれくらい反映するのか。この2点ですよね。

我々が知っておくべき新しい事業や考え方、例えば施設が必要かそうでないか、何か我々が知っておくべき新しい動きは第5期計画でありますか。

<事務局>

第5期からの新しいサービスとして、2つ、複合型サービスと定期巡回24時間随時対応型訪問介護看護という新しいサービスが創設されます。

まず、複合型サービスですが、現在、小規模多機能型居宅介護というものがございまして、こちらの事業所に訪問看護事業所を同居させて、一括的にサービスを提供するものがあります。こちらの中身については具体的に示されていないので、こういうサービスができますというアナウンスしかできません。

もう1つの定期巡回24時間随時対応型訪問介護看護は、平成18年度から創設されました夜間対応型訪問介護の事業がありますが、こちらは夜の10時から朝の6時の時間のサービス提供時間ですが、その時間に限らず1日利用者の方へ訪問介護させていただくというサービスになっておりますが、こちらのほうも詳細がまだ国から示されておりません。新しくこういうサービスがあるのは言えますが詳細はまだお伝えできません。

また、お手元の資料の事業計画の57ページをお開きください。こちらに平成24年から26年度までの倉敷市における施設整備の概要を一覧表にまとめております。例えば、特別養護老人ホームでありますと、新規はありませんが、増床ですと3年間で90床。また、地域密着型特別養護老人ホームは、29人以下の特別養護老人ホームですが、3年間で116床、施設数ですと4施設。また、認知症対応型グループホームは、施設数にして、5事業所になると思うが、90床整備するようにしている。地域密着有料老人ホームはこ

ちら29床ですが、1施設を整備するようにしている。この資料で3年間のなかでこういった施設・地域に整備することが分かると思います。

<会長>

1号の保険料の方はどうなっていますか。

<事務局>

今、介護報酬の改定がまだ国から示されておられませんので、具体的な金額がお示しできませんが、国の方では、1,000円程度上昇と言っています。

<会長>

今、倉敷市は4,700円でしたか。5,000円超えないように頑張るといふことですね。

<事務局>

そうしたいが、難しいと思います。

<会長>

まだ、それぐらいの答えしかできないと思うが、全国的な問題だと思う。今回の資料をじっくり読んでもらいたい。また、権利擁護のあたりとかじっくり読んでみてほしい。高齢者の重度化と認知症が第5期以降の大きなテーマだと思う。資源の重点配分が重要。医療と介護の連携がそういったところからでてくる。必然です。医療との接点が増える。医療費も増える介護の費用も増えることですね。それを上手くしてほしい。制度改正の対応も大変だと思います。

それでは以上で、介護保険適正運営協議会を閉会します。

8 閉 会

会議録の内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成24年2月16日

介護保険適正運営協議会 会長

大田 晋

